

令和5年度

なから 丸ごと 資源マップ



中富良野町地域包括支援センター
令和5年7月作成



目次

食事に関するサービス

- ◇配食サービス（社会福祉協議会）-----P 3

移動に関するサービス

- ◇予約型乗合タクシー（役場福祉課 社会福祉係）-----P 3
- ◇移送サービス（社会福祉協議会）-----P 4
- ◇じん臓機能障害者・特定疾患患者通院交通費給付（役場福祉課 社会福祉係）---P 4
- ◇身体障害者自動車改造費補助（役場福祉課 社会福祉係）-----P 4
- ◇重度障害者タクシー乗車券・自動車等給油券交付（役場福祉課 社会福祉係）----P 5
- ◇移動支援事業（役場福祉課 社会福祉係）-----P 6

困りごと・安心に関するサービス

- ◇車椅子・介護用ベッド貸出（社会福祉協議会）-----P 6
- ◇緊急通報装置設置（役場福祉課 社会福祉係）-----P 6
- ◇草取り・草刈り等（中富良野町高齢者事業団）-----P 7
- ◇除雪サービス（社会福祉協議会）-----P 7
- ◇日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）-----P 7
- ◇福祉浴場（役場福祉課 介護支援係）-----P 8
- ◇中富良野町介護ボランティア事業にじまーる（社会福祉協議会）-----P 9

助成事業

- ◇杖の滑り止め助成（社会福祉協議会）-----P 8
- ◇寝たきり高齢者等介護手当支給事業（役場福祉課 介護支援係）-----P 8
- ◇寝たきり者等おむつ購入費給付事業（役場福祉課 介護支援係）-----P 10
- ◇身体障害者等住宅改修支援事業（役場福祉課 社会福祉係）-----P 10

介護予防事業

- ◇中富良野町介護ボランティア事業（地域包括支援センター）-----P 9
- ◇基準緩和型通所サービス「あゆみ」（地域包括支援センター）-----P 11
- ◇会食サービス（社会福祉協議会）-----P 12
- ◇開放型サロン「あつまーる」（地域包括支援センター・社会福祉協議会）-----P 12
- ◇生活総合機能改善事業（地域包括支援センター）-----P 12
- ◇基準緩和型訪問サービス「いくよ」（地域包括支援センター）-----P 13

運動に関すること

- ◇中富良野町介護ボランティア事業リハビリ体操教室（社会福祉協議会）-----P 9
- ◇ICT GYM（役場福祉課 健康推進係）-----P 9
- ◇各種介護予防運動教室（社会福祉協議会）-----P 1 1
- ◇ふまねっと運動教室（社会福祉協議会）-----P 1 1
- ◇地域リハビリテーション活動支援事業（地域包括支援センター）-----P 1 3
- ◇YouTube 中富良野町公式チャンネル（地域包括支援センター）-----P 1 3

配食サービス

実施：中富良野町社会福祉協議会 44-4355

- 【内 容】 ふれあいセンターなかまーるで調理した食事の配達を行います。
(月から金曜日の昼・夕食)
- 【対 象】 町内に住所を有する方で、食事を作ることが困難な 65 歳以上で一人暮らしの方や 70 歳以上の高齢者世帯
- 【日 時】 平日の月から金曜日 昼食：午前 10 時 30 分から配達
夕食：午後 3 時 30 分から配達
- 【利 用 料】 1 食(ごはん・おかず・味噌汁) 300 円 / おかずのみ 250 円
※旭川信金・農協の口座から自動口座振替が可能です。
- 【そ の 他】 食後に容器の水洗いができる方で、安否確認のため、配達時間に自宅にいられる方が対象です。(要相談) また、旅行や外出等で食事が不要の場合は、連絡が必要です。

オンデマンド型乗合タクシー

実施：役場福祉課 社会福祉係 44-2125

- 【内 容】 あらかじめ、役場福祉課社会福祉係で利用等登録を行うことで利用できます。利用の際は予約専用電話に連絡、またはスマートフォンでも予約ができます。運行区域は町内に限ります。登録の際は、印鑑をお持ちください。
- 【対 象】 町内に住所を有する満年齢で 65 歳以上の高齢者、障害者手帳をお持ちの方等です。
- 【運行日時】 午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分まで(土日祝日も運行)
- 【料 金】 大人 片道 300 円
- 【そ の 他】 利用の際は、専用電話 44-2265 (中富良野ハイヤー)、専用予約サイトへ予約が必要です。
利用に際して介助が必要な方については、介助者(町外に住所を有する方も可)の同乗が可能です。あらかじめ、役場福祉課社会福祉係で介助者の登録を行ってください。介助者も料金が同様にかかります。
※予約は時間に余裕をもって連絡をしてください。また、荷物の制限等がありますので、乗車方法については登録の際や予約の際に確認をお願いします。

移送サービス

実施：中富良野町社会福祉協議会 44-4355

- 【内 容】 病院や施設への入退院・入退所する際に、車椅子またはストレッチャーにて送迎をします。定期利用は、できません。費用は、無料です。
- 【対 象】 町内に住所を有する方で、寝たきり、または歩行困難なため、車椅子かストレッチャーを必要とされる方の利用に限ります。
- 【時 間】 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間内で利用できます。
利用時間は片道 1 時間 30 分の範囲までです。
- 【その他】 年 1 回申請が必要です。必ずご家族（町外に住所を有する方も可）の同乗が必要です。

じん臓機能障害者・特定疾患患者通院交通費給付

実施：役場福祉課 社会福祉係 44-2125

- 【内 容】 町内に住所を有する方で、じん臓機能障害により人工透析療法を受けており身体障害者手帳の交付を受けている方、また、特定疾患患者として知事の発行する特定疾患医療受給者証または特定疾患登録証の交付を受けている方を対象に、通院患者及びその付添介護者が特定疾病及びじん臓透析療法を受けるために町外の医療機関に通院する際の交通費の一部給付を行います。
- 【助成額】 通院するのに要した鉄道運賃相当額の 2 分の 1 以内を給付します。
※旭川市内の病院の場合には、場所に関わらず一律料金となります。
- 【その他】 役場福祉課社会福祉係にて申請が必要です。申請の際は、印鑑・通院証明書・特定疾患医療受給者証・振込先の確認ができるもの・身体障害者手帳（所持者のみ）が必要です。付添介護者については、町外に住所を有する方も給付の対象となります。

身体障害者自動車改造費補助

実施：役場福祉課 社会福祉係 44-2125

- 【内 容】 町内に住所を有する身体障害者手帳 1・2 級の肢体不自由者で、かつ、就労に伴い自らが所有し運転する方を対象に、自動車の操向装置及び駆動装置等の改造費（上限 10 万円）の補助を行います。
- 【その他】 あらかじめ、申請が必要です。申請の際は、身体障害者手帳・改造見積書・運転免許証・印鑑をご持参ください。改造後には、自動車検査証・領収書・印鑑・預金通帳が必要です。

重度障害者タクシー乗車券・自動車等給油券 交付

実施：役場福祉課 社会福祉係 44-2125

【内 容】 重度障害者の方に対してタクシー乗車券またはガソリンスタンドで使用できる自動車等給油券をお渡しします。使用期限は、令和6年3月31日までです。

【対 象】 町内に住所を有する方で、以下の判定を受けた方。

対 象 者	
肢体不自由（下肢） 肢体不自由（体幹）	1 級から1 種 3 級
視覚障害	1・2 級
心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 膀胱機能障害 直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害 ヒト免疫不全ウイルス機能障害	1 から 3 級
療育手帳	A判定

【助成額】 タクシー乗車券1人につき36枚（1枚で1回分の基本料金）、若しくは自動車等給油券1人につき10枚（1枚1,000円）のどちらかを選択していただきます。

◆タクシー乗車券については、下記の富良野沿線ハイヤー協会加盟会社の利用に限ります。

富良野市	(有)中央ハイヤー (株)富良野タクシー
中富良野町	(株)中富良野ハイヤー
上富良野町	(株)上富良野ハイヤー (有)十勝岳ハイヤー
占冠村	(有)長瀬産業
美瑛町	美瑛ハイヤー(株)

◆ガソリンスタンドについては、下記の利用に限ります。

中富良野町	植田燃料(株) (有)キシ興産
-------	-----------------

【その他】 申請時に障害者手帳・印鑑・車検証（自動車等給油券申請者のみ）が必要です。紛失された場合、再発行はできません。資格がなくなった場合は、速やかに返還してください。登録した車両のみの発行になります。運転する方については、問いません。

移動支援事業

実施：役場福祉課 社会福祉係 44-2125

- 【内 容】 町内に住所を有する方で、居宅で生活しており、屋外での移動に著しい制限のある方を対象に外出支援を行います。対象となるのは、行政機関等に関わる手続きや医療機関の受診、買い物や理美容等の外出です。原則、通勤・通学・ギャンブル・布教活動の場合は利用ができません。(例外あり)
- 【時 間】 移動支援事業を行う事業所へお問い合わせください。
- 【その他】 費用は、無料です。原則として、公的機関への手続き、通院については、居宅介護(通院等介助)や介護保険を利用できる場合には、それらの利用が優先となります。

車椅子・介護用ベッド貸出

実施：中富良野町社会福祉協議会 44-4355

- 【内 容】 町内に住所を有する方で、使用を希望される方に、おおむね 20 日以内の短期貸出を行います。
- 【その他】 費用は無料です。台数に限りがありますので、早めにご予約ください。
(申請者は、町内に住所を有する方に限りませんが、使用者については、問いません。)

緊急通報装置設置

実施：役場福祉課 社会福祉係 44-2125

- 【内 容】 町内に住所を有する方で、独居世帯や高齢者世帯等を対象に緊急通報装置の設置を行います。費用は、無料です。

草取り・草刈り等

実施：中富良野町高齢者事業団 44-2125

- 【内 容】 中富良野町高齢者事業団が個人宅を訪問し、敷地内の草取り・草刈りを行います。あらかじめ、予約が必要です。期間は春から秋に限ります。日曜日は定休です。
- 【料 金】 高齢者事業団までお問い合わせください。
- 【その他】 草取り・草刈り作業以外にも対応していますので、詳しくは、中富良野町高齢者事業団までお問い合わせください。

除雪サービス

実施：役場福祉課 社会福祉係 44-2125

- 【内 容】 町内に住所を有する近くに身寄りのない65歳以上の一人暮らしの方や健康の優れない方、または特に病弱とみなされる家庭を対象に、生活通路の除雪を行います。対象エリアは市街地のみです。対象については、町と検討して決定します。
- 【その他】 10月31日までに民生委員へ申し込み、独居調査が必要です。費用は、無料です。

日常生活自立支援事業

実施：中富良野町社会福祉協議会 44-4355

- 【内 容】 町内に住所を有する高齢や障がいにより日常生活の判断に不安のある方で、社会福祉協議会との契約能力がある方を対象に、福祉サービスや苦情解決制度の利用援助、預金の払い戻し・解約・預入の手続き等利用者の日常生活費の管理等を行います。
- 【費 用】 訪問1回につき1,200円（事前相談は、無料）と生活支援員の交通費実費がかかります。
- 【その他】 社会福祉協議会の自立生活支援専門員が利用者の希望する援助内容の確認と契約の内容について判断し得る能力の判定を行った後、計画の策定と契約を行いサービスの提供を行います。

杖の滑り止め助成

実施：中富良野町社会福祉協議会 44-4355

【内 容】 町内に住所を有する方を対象に、使用される杖の先につけるアイスピック購入の助成を行います。

【その他】 費用は、自己負担 500 円で、11 月より受付を開始します。印鑑をご持参ください。

寝たきり高齢者等介護手当支給事業

実施：役場福祉課 介護支援係 44-2125

【内 容】 町内に住所を有する在宅生活をしている 65 歳以上の方で、寝たきり、または認知症等のため重度介護状態の方（要介護 4・5 に該当している方）や 65 歳未満の寝たきりの重度心身障がい者の方（6 ヶ月以上継続して寝たきりで身体障がい者手帳 1・2 級または療育手帳 A 判定に該当する方）と同居し、常時介護している方を対象に介護手当の支給を行います。

【助成額】 1 か月につき 20 日以上在宅で生活された場合のみ、月額 30,000 円を支給します。ただし、入院・短期入所・施設に入所している期間は対象外です。振り込みは、年 2 回（11 月頃・5 月頃の予定）行います。

【その他】 申請時は、申請書提出および給付金の振込先が分かる預金通帳・障がい者手帳（所持者のみ）が必要です。

福祉浴場

実施：役場福祉課 介護支援係 44-2125

【内 容】 ふれあいセンターなかまーるにある福祉浴場を無料で利用出来ます。
月・水・金曜日 正午から午後 5 時まで。（年末年始を除く祝日も利用可能）

【対 象】 60 歳以上で介助を必要としない方。

【その他】 シャンプー、リンス、ボディソープ、タオルなど必要な物は持参してください。

中富良野町介護ボランティア事業(サポートクラブ「にじまーる」)

実施：中富良野町社会福祉協議会 44-4355

- 【内 容】 町内サポーターが日常の困りごとを支援いたします。
- 【対 象】 町内に住所を有する65歳以上の一人暮らし、65歳以上で構成される世帯、障害者手帳保持者で構成される世帯等。
- 【支援内容】 町民サポーターが実施できる比較的軽易な作業。
事務局職員が訪問し、サポーターが実施できるか確認いたします。
※専門的、緊急性のあるもの、他の制度等の業務と重なるものなど、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめ、ご了承ください。
- 【費 用】 サポーター2名以下の30分以内の作業で200円。
3から4名の30分以内の作業で400円。60分の作業は30分の倍額。
- 【日 時】 月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前9時から午後4時まで。
- 【そ の 他】 あらかじめ、利用の予約が必要です。詳細は、中富良野町社会福祉協議会までお尋ねください。

中富良野町介護ボランティア事業（リハビリ体操指導士の体操指導）

実施：中富良野町地域包括支援センター 介護支援係 44-2125

- 【内 容】 リハビリ体操指導士の資格を有する方が体操指導をします。
- 【対 象】 町内の老人会、サロン、その他趣味サークルなどおおむね65歳以上の方の集まり。
- 【支援内容】 リハビリ体操指導士が健康増進、介護予防を目的とした運動を参加者に合わせて、安全に行えるように指導します。
- 【会 場】 開放型サロンあつまーる・西中集会所・こ辰コミュニティセンター
※上記は定期開催しており、どなたでも参加できます。
- 【そ の 他】 詳細は、中富良野町地域包括支援センターまでお尋ねください。

ICT GYM

実施：役場福祉課 健康推進係 44-2125

- 【内 容】 インストラクターが常駐し、適切な運動方法について指導します。要介護認定者や体に不安のある方でも利用が可能です。定期的なレッスンの実施や町 YouTube でのレッスン配信もしています。予約は不要で、費用は無料です。下記の二次元コードから自宅からでもレッスンに参加することができます。
- 【時 間】 月・金曜日 午前 1:00 から午後 5:00 水曜日 午後 2:00 から午後 8:00
※祝祭日は休館となります
- 【会 場】 中富良野町農村環境改善センター2階



寝たきり等おむつ購入費給付事業

実施：役場福祉課 介護支援係 44-2125

- 【内 容】 以下の要件を満たし常時おむつを使用している方またはその介護者に対し、おむつ費用の給付を行います。
- 【対 象】 次の①から③全ての要件に該当する方
- ① 小学校就学始期以上の方
 - ② 中富良野町に1年以上住所を有する方
 - ③ 寝たきりの方、心身障がい者または排泄機能に障がいをもつ方で常時オムツを使用している方
- 【給付額】 1日につき100円を給付します。ただし、入院（介護療養病棟）・短期入所・施設に入所している期間は対象外です。振り込みは、年2回（11月頃・5月頃を予定）行います。
- 【その他】 申請時は、申請書の提出および給付金の振込先が分かる預金通帳が必要です。

身体障害者等住宅改修支援事業

実施：役場福祉課 社会福祉係 44-2125

- 【内 容】 重度心身障害者及び介護保険法に基づく要介護認定または要支援認定を受けた方の在宅福祉の推進を図るため、住宅改修費用の一部を助成します。
- 【対 象】 次の①から④全ての要件に該当する方
- ① 町内に住所を有する方
 - ② 日常生活用具給付事業または居宅介護住宅改修費の支給を受け、支給限度基準額を超える住宅改修を行う方
 - ④ 町税や公共料金を滞納していない方
- 【補助額】 当該住宅改修にかかる費用から日常生活用具事業または居宅住宅改修費の支給限度基準額を差し引いた額の100分の90に相当する額（上限額18万円）を補助します。
- 【その他】 あらかじめ、申請が必要です。申請時は領収書及び工事内訳書・介護支援専門員等が作製した住宅改修が必要な理由書・工事箇所の改修前及び改修後の写真・住宅所有者の承諾書が必要です。介護保険法に基づく住宅改修を既に行っている場合には、残金の確認が必要です。

基準緩和型通所サービス 「あゆみ」

実施：中富良野町地域包括支援センター 44-2125

- 【内 容】 日常動作訓練・生きがい活動等のサービスの提供、買い物の支援を行います。午前中に運動などを行い、休憩後に昼食をとります。午後1時30分に買い物に出掛け、終了後に自宅へお送りします。
- 【対 象】 町内に住所を有する65歳以上の高齢者の方で、地域包括支援センターの窓口で実施するチェックリストにて該当となった方、要介護認定を受け要支援1・2と認定された方が対象です。
- 【日 時】 要問い合わせ。
- 【場 所】 要問い合わせ。送迎の対応を行います。
- 【費 用】 昼食代のみ実費（1食640円）がかかります。（昼食代は、変更になる可能性があります。）

各種介護予防運動教室

実施：中富良野町社会福祉協議会 44-4355

- 【内 容】 夏季に「認知症予防運動教室」、冬季に「体力向上運動教室」の実施を予定しています。
- 【その他】 広報等での周知を行いますので、あらかじめ、事前に申し込みをしてください。持ち物等は、申し込み後に郵送でお知らせします。

ふまねっと運動教室

実施：中富良野町社会福祉協議会 44-4355

- 【内 容】 50cm四方の大きなマス目でできた網を床に敷き、その網を踏まないように歩く運動教室を改善センター 多目的ホールにて開催します。また、職員等が老人会を訪問し、ふまねっと運動教室を開催します。（老人会等の訪問は、1団体 年4回までを限度とします。）日時等については、あらかじめ、ご相談ください。
- 【その他】 町内に住所を有する方のみで、費用は、無料です。

会食サービス

実施：中富良野町社会福祉協議会 44-4355

- 【内 容】 改善センターにて、ゲーム等の交流や会食を行います。
- 【対 象】 町内に住所を有する65歳以上の独居の方です。要支援、要介護認定を受けている方は利用できません。
- 【日 時】 毎月1回 午前10時30分から12時00分までです。
- 【その他】 費用は、無料です。（乗り合いタクシーを利用してお越しいただいた方に対して、乗合タクシー利用料の半額を助成しています。詳細は、中富良野町社会福祉協議会にお尋ねください。）

開放型サロン「あつまーる」

実施：中富良野町地域包括支援センター/社会福祉協議会 44-2125/44-4355

- 【内 容】 ふれあいセンターなかまーるの健康ホール3を開放し、住民誰もが集まれる場を提供します。定期的に運動ができるリハビリ体操教室やウォーキング事業のほか、月に1回イベントを開催します。
- 【対 象】 高齢者・乳幼児・障がい者問わず、どなたでも利用できます。
- 【日 時】 原則、平日の午前9時から午後4時までです。
（都合により、開放できない場合があります。）
- 【その他】 利用料は無料ですが、イベントに参加される場合は実費負担かかることがあります。

生活総合機能改善事業（通信カラオケシステム貸出）

実施：中富良野町地域包括支援センター 44-2125

- 【内 容】 地域のサロンや老人会に対し、介護予防、認知症予防を目的とした体操プログラムが組み込まれた通信カラオケシステムの貸出を行います。
- 【対 象】 町内に住所を有する方や老人会やサロン等の団体が対象です。
- 【その他】 あらかじめ、利用の予約が必要です。詳細は、中富良野町地域包括支援センターまでお尋ねください。

地域リハビリテーション活動支援事業

実施：中富良野町地域包括支援センター 44-2125

- 【内 容】 理学療法士が自宅や老人会等の団体を訪問し、高齢者の有する能力の評価や介護予防の取り組みを総合的に支援します。
- 【対 象】 町内に住所を有する日常生活に支障のある方や老人会やサロン等の地域の集まりが対象です。
- 【日 時】 要相談。
- 【その他】 利用料は無料です。あらかじめ、利用の予約が必要です。詳細は、中富良野町地域包括支援センターまでお尋ねください。

基準緩和型訪問サービス「いくよ」

実施：中富良野町地域包括支援センター 44-2125

- 【内 容】 日常生活範囲の清掃（掃除機がけ、拭き掃除など）、整理整頓、洗濯物（物干し、取り入れ、収納、アイロンがけなど）を支援します。
- 【対 象】 町内に住所を有する方で、要支援1・2に該当する方、65歳以上で基本チェックリストで事業対象者と判定された方。
- 【日 時】 要相談。（週に1回まで、1時間以内）
- 【料 金】 1回あたり400円
- 【その他】 あらかじめ、利用の予約が必要です。詳細は、中富良野町社会福祉協議会までお尋ねください。

中富良野町公式 YouTube チャンネル

実施：中富良野町地域包括支援センター 44-2125

- 【内 容】 介護認定の申請方法、福祉用具の紹介、自宅でできる介護予防体操など、動画にて介護、福祉に関する情報発信を実施しています。
- 【対 象】 町内に住所を有する全ての方。
- 【方 法】 視聴は、YouTube アプリケーションから中富良野町公式を検索するか、下記二次元コードを読み込んでも視聴することができます。
- 【その他】 今後も健康や介護、福祉に関するコンテンツを増やしていく予定です。

